

ディーゼル機関の主要部品の材料等に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編

鋼船規則検査要領 D 編

改正事項

ディーゼル機関の主要部品の材料等に関する事項

改正理由

- (1) 現行規則においては、ディーゼル機関に関する IACS 統一規則 M72(Rev.1)の要件を取入れた際に、ディーゼル機関のクランク軸等の動力伝達に関わる主要部品の材料について、製品の品質の均一性を目的に、鋼船規則 K 編の規定に適合した材料を要求している。

しかしながら、当該材料の要求について、従来 JIS 等の規格材を認めていたディーゼル機関の動力伝達に関わらないその他の主要部品については対象外であることが明確でなかったことから、従前と同様の取扱いが認められる旨が明確となるよう関連規定を改めた。

- (2) 現行規則において、電子制御ディーゼル機関の制御弁等の機器の耐用期間は、船上における保守整備の方法が確立されていなかったことから、製造者による保守整備の実施を前提に原則として3年以上とする旨規定していた。

一方、昨今の船舶においては、当該機器の船上における製造者以外による保守整備の方法が製造者により確立されていることから、本会は、当該保守整備を前提とした機器の特性等に応じた仕様に従って製造者が定める耐用期間を認めている。このため、実情に即した要件となるよう、電子制御ディーゼル機関の制御弁等の機器の耐用期間に関する規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) ディーゼル機関の主要部品のうち、シリンダライナの鋼製部分以外の部分及び油圧駆動弁の付属装置（ポンプ及びアクチュエータ）の材料については、ISO、JIS 規格等の国際規格又は国家規格等に適合した材料の使用を認める旨改めた。併せて、熱交換器の両側の材料については、圧力容器の要件による旨改めた。
- (2) 電子制御ディーゼル機関に使用する制御弁及びダイヤフラムを有する蓄圧器の耐用期間を原則として3年以上とする旨の規定を削った。

改正条項

鋼船規則 D 編 表 D2.1, 表 D2.6, 10.2.1

鋼船規則検査要領 D 編 附属書 D2.1.1 2.1.2, 2.1.3